

市市活第2031号

平成26年3月17日

横浜市市民協働推進委員会

委員長 小濱 哲 様

横浜市長 林 文子

協働を進める際の「公共的又は公益的な活動及び事業」の考え方等の整理について（諮問）

平成25年4月1日から施行された横浜市市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号。以下「条例」という。）第2条第2項では、市民協働とは「公共的又は公益的な活動及び事業を横浜市と市民等とが協力して行うことをいう。」と定義されております。

また、同条第3項では、市民公益活動を「市民等が行う公共的又は公益的な活動をいう。」と定義されています。

一方、条例第5条第4号では、営利を主たる目的とする活動を市民等が行う市民公益活動の除外項目として規定しています。

本市としては、どのような活動や事業が公共的又は公益的なものになるかについてより精緻に検討する必要があると考えています。

つきましては、市民等との協働を適切に推進し、市民公益活動に対する支援施策を的確に実行していくため、条例第17条の規定に基づき、標記について諮問します。

## 1 趣旨

別紙のとおり

## 2 答申時期

平成27年3月までに最終答申をお願いします。

担当：市民局市民協働推進部

市民活動支援課長 高嶋

電話：2 2 7 - 7 9 6 7

FAX：2 2 3 - 2 0 3 2

## 市民協働推進委員会への諮問について（別紙）

### 1 テーマ

協働を進める際の「公共的又は公益的な活動及び事業」の考え方等の整理について

### 2 目的

行政と市民等が協働で行う事業のうち、営利目的が含まれる事業や、公益的な事業と公益的な事業の区分が難しい事業について、何をもって公共的又は公益的な活動となるかを検討します。

### 3 背景

横浜市市民協働条例（以下、条例とする。）第2条において、公共的又は公益的な活動及び事業を横浜市（以下、「市」という。）と市民等とが協力して行うことを「市民協働」とし、「市民等」とは、市民、法人、地方自治法第260条の2第1項に定める地縁による団体及びこれらに類するものをいう。と、それぞれ規定しており、協働の相手方として、単に非営利目的で活動をしている団体のみならず、営利を目的とする団体（企業等）や、共助を目的とする団体が含まれることとなっています。

一方、条例第5条第4号においては、営利を主たる目的とする活動は市民公益活動に該当しないと規定をしています。

そこで、市民等と協働で事業を行うにあたり、営利性と社会貢献性のバランスや、公共的又は公益的な活動と認定されるために必要な要件やそれらを適用する範囲等について整理をしていただきたいと思います。

### 4 検討の論点

- (1) 企業と協働で事業を行う場合における考え方の整理
- (2) 共益又は互助のために活動する団体と協働事業を行う場合における考え方の整理
- (3) 整理された基準の適用範囲について

### 5 今後のスケジュール（案）

時期	検討内容
第1期第5回委員会（H26.5～6月頃）	論点の検討
第1期第6回委員会（H26.9～10月頃）	議論の論点整理
第1期第7回委員会（H26.11～12月頃）	「公共的又は公益的な活動及び事業」の考え方（仮称）素案の検討
第1期第8回委員会（H27.2～3月頃）	「公共的又は公益的な活動及び事業」の考え方（仮称）最終案の検討
第1期任期末（H27.3月）	推進委員会から横浜市に対し、「公共的又は公益的な活動及び事業」の考え方（仮称）を提出

※必要に応じて臨時会の開催なども検討させていただきます。

## 6 参考（横浜市市民協働条例）

第2条 この条例において「市民等」とは、市民、法人、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に定める地縁による団体及びこれらに類するものをいう。

2 この条例において「市民協働」とは、公共的又は公益的な活動及び事業を横浜市（以下、「市」という。）と市民等とが協力して行うことをいう。

3 この条例において「市民公益活動」とは、市民等が行う公共的又は公益的な活動をいう。

4 この条例において「市民協働条例」とは、市と市民等が第8条に定める基本原則に基づいて取り組む事業をいう。

5 この条例において「中間支援組織」とは、市と市民等を相互に媒介し、市民等の自立と課題解決を支援するため、市民等のネットワーク化と交流促進、情報収集と提供、相談とコンサルティング、調査研究、人材育成と研修、活動支援と助成又は政策提言等を行う組織をいう。

第5条 市は、市民等が行う市民公益活動（次の各号に掲げるものを除く。）を特に公益性が高いと判断したときは、活動場所の提供及び財政的支援をすることができる。

（1）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動

（2）政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

（3）特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。

以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

（4）営利を主たる目的とする活動